

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都新宿区新宿三丁目 1 番 2 4 号

（名称）株式会社アルデプロ

（法人番号 9011101006414）

上記被審人に対する令和6年度（判）第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 1 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年8月19日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年6月17日

金 融 庁 長 官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都新宿区新宿三丁目1番24号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されていた会社である(令和6年4月23日上場廃止)。

被審人は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。

また、被審人は、被審人の主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社(以下「関連当事者に該当する会社」という。)との取引を「関連当事者との取引」(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の10第1項又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4の2第1項)として、財務諸表又は連結財務諸表への注記を行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和5年6月14日	第36期第3四半期(令和5年2月1日~同年4月30日)に係る四半期報告書	令和4年8月1日~令和5年4月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が6,518百万円であるところを13,963百万円と記載	売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出したものである。

表 2

番号	継続開示書類		記載すべき事項の欠缺
	提出日	書類	内容
2	令和 2 年 10 月 30 日	第 33 期（令和元年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	第 5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 【注記事項】 【関連当事者情報】 において、被審人と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
3	令和 3 年 10 月 29 日	第 34 期（令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	第 5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 【注記事項】 【関連当事者情報】 において、被審人と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
4	令和 4 年 10 月 28 日	第 35 期（令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日）に係る有価証券報告書	第 5 【経理の状況】 1 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 【関連当事者情報】 において、被審人と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

表 2 の番号 2、同 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 36 期事業年度（令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月

31日まで)第3四半期(令和5年2月1日から同年4月30日まで)に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額760,216円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

表2の番号2の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第33期事業年度(令和元年8月1日から令和2年7月31日まで)に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額938,820円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表2の番号3の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第34期事業年度(令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,105,446円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表2の番号4の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第35期事業年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,161,754円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。